

全国青税秋季シンポジウム開かる

# 中小企業の育成と 保護のために

—中小企業を取り巻く法律と行政の諸問題—

恒例の全国青年税理士連盟秋季シンポジウムが、去る十一月十三日（日）浜松市の「浜松八幡宮・研修会館」において開催された。夏の代議員総会に次ぐ行事にふさわしく、出席者も多く、北は岩手から南は鹿児島まで全国の会員が参集し、税理士の立場から中小企業問題について研究が行なわれた。

テーマは(1)中小企業と租税制度、(2)中小企業の財政及び金融、(3)中小企業と通産行政、であり、分科会、総括報告の後、民社党竹本孫一先生、自民党熊谷弘先生、浜松商工会議所副会頭鈴木尊平氏の三氏による特別講演が行なわれた。また来賓として、東海税理士会会长足木正吾先生、浜松部会会长久保田純一先生が出席され盛会裡のうちに終了した。

分科会テーマの詳細については資料集がありまので参照して下さい。

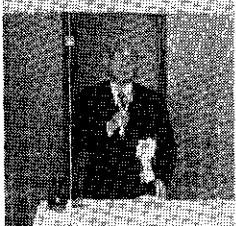


全国青年税理士連盟	
東京都渋谷区千駄ヶ谷	5-20-11
連盟本部	第1シルバービル5F 501号
電話	03(354)4162
発長	人林繁夫
会	人龜邦俊
編	石集俊
広報部長	佐藤俊

全国青年税理士連盟  
秋季シンポジウム会場(浜松)



## シンボジウム会



竹本孫一先生

日本の中企業問題は、日本の経済問題である。中小企業の資本装備率は、大企業の三〇%であるが、付加価値の生産性は五三%にもなる。日本経済の全体の中で中企業の役割が大きいにもかかわらず、各種の政策は大企業中心である。具体例として、税制上の矛盾を挙げ、①法人税の税率は、多段階にすべきである。(多段階税制論)②景気・不景気の対策をはかるため、中小企業に基盤整備準備金を創設すべきである。③中小企業のための租税特別措置法を創設すべきである。④事業主報酬制度の手続きを簡素化し、地方税にも適用される。

日本の中企業問題は、日本の経済問題である。中小企業の資本装備率は、大企業の三〇%であるが、付加価値の生産性は五三%にもなる。日本経済の全体の中で中企業の役割が大きいにもかかわらず、各種の政策は大企業中心である。具体例として、税制上の矛盾を挙げ、①法人税の税率は、多段階にすべきである。(多段階税制論)②景気・不景気の対策をはかるため、中小企業に基盤整備準備金を創設すべきである。③中小企業のための租税特別措置法を創設すべきである。④事業主報酬制度の手続きを簡素化し、地方税にも適用される。

## シンボジウム会



足木正吾氏

内的な問題としては、外国からの技術がなくなつた。低賃金の労働力が不足してきた。立地条件がなくなるなどがあり、低成長時代に入つた事も不況の原因となつてゐる。また大企業が中小企業の分野にまで進出してきており、中小企

業分野確保法等の整備が必要になるであろう。いずれにしても中小

## 〔特別公演要旨〕

一主として租税制度と関連して――

民社党 竹本孫一先生

せねばならない。⑤付加価値税ならびに一般消費税は導入すべきでなく、その前に不公平税制の是正が先決である。

自民党 熊谷 弘先生

一主として通産行政問題について――



熊谷 弘先生

中小企業の現代的課題は、中央で行なうのではなく、むしろ地方分権的な中小企業政策を行なう必要がある。現代の不況は、オイル

に入ってきたが、中小企業のためになる血の通つた中小企業行政を考えるべきである。

浜松商工会議所副会頭

鈴木尊平氏

岩手青税クラブ 代表幹事 西川 広



鈴木尊平氏

杜の都盛岡に岩手青年税理士クラブが誕生しました。秋深い十一月二十二日、四時三十分よりセンターホテルに於て、創立総会が行われ、東京の小林会長、前の潮屋より大西会長、神奈川より土田東会長、その前の荻野会長、名古屋より大西会長、仙台より三浦代表幹事

渡辺副代表幹事、江成付加価値対策委員長が、かけつけてあたたかい激励の言葉をいただき、本当によう得意先の倒産が多い状態の中で、貸倒れ処理を行なう場合、もつと簡素な手続きのもとで、全額損金処理を出来るようにしてもらいたい。現在は保証なき社会であり、来年の保証は全くない状況である。税理士の方々の一層のご指導をお願いする次第である。

しかし、青税としての精神年令は若い筈ですので、どうか今後共、全青税諸先輩のあたたかい御指導と御鞭撻をお願いしてやみません。

名を数え創立総会終了後、懇談パーティも開かれ、当地方の民謡も披露され楽しい有意義な一日を過しました。

## 岩手青税クラブ 誕生

秋季シンボジウム  
資料集販売中

中小企業の育成と保護のために  
一中小企業を取り巻く  
法律と行政の諸問題  
①中小企業と租税制度  
②中小企業の財政金融  
③中小企業と通産行政  
ご購読希望の方は全青税事務局迄(定価700円)





## 〔第二分科会〕

## 中小企業の財政及び金融

政府の中小企業金融政策、

はたして実際利用できるのは、

大阪合同育税連 荒木 光和

このテーマを与えた大阪会は、大阪支部の研究部を中心にして、手あたり次第に資料を集めその体系化にとりくみました。分科会のレジメは都道府県の分は除き、国の行なう金融対策を中心まとめたものであります。レジメと重複しないようにその要点の一部を紹介します。

## 一、金融相談の心構え

昨今、中小企業者がわれわれ税理士に期待している主なものは、税金対策と金融対策で、ちがうことはむしろ金融対策に重点が移されている。これに応える為にも種々税金対策と金融対策を研究しておこなっている。このうち①②は経営者自らが実行するものであるが、③は時として情報不足等があつて充分でない場合があるので、そこにはわれわれ税理士が経営コンサルタントとして良き相談相手に

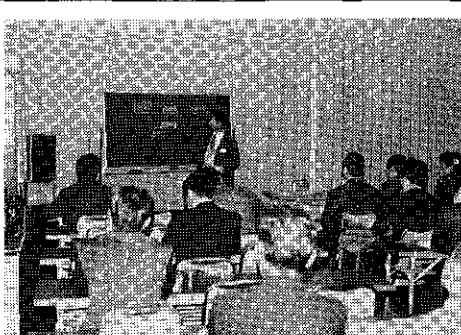
## 二、中小企業金融対策の概要

中小企業の金融対策は大きくわけて、(1)民間金融と(2)政府地方公団体等による融資にわけられるが、更に民間の資金が円滑に流れようとするために、今は信用保証協会が行なう信用補完制度が発達し、これが担保力、信用力の劣る中小企業者に対する融資に欠くことのできない制度であること

レジメに種々列記しているが、数字とか文字に表現できないひとつポイントとして、経営者のその事業に対する熱意、経験、責任感使命感といった事柄と、さらに取引金融機関との関係が密接で信頼性があることは、審査基準として表面に出にくく見すごすことのできない要点である。銀行の外交員を通じて支店長の人柄、その支店の採算状況や支店の一件あたり貸出し枠、さらにはその支店の銀行系列等を知つておくことは、借り入れの事務処理や決済を円滑に進めるのに役立つものである。

## 四、制度融資保証

信用保証制度は先にも少し述べたが、一般的に借り入れを行なう際に保証協会から保証を受けける場合を普通保証といい、信用保証協会と地方公共団体とが連携して、特定の融資制度を設けていて、これを利用する場合に通常保証付きとなり、これを制度融資保証といふ。この制度融資は各協会ごとにいろいろな制度が行なわれていて、これが制度融資保証といふことになっています。



## 七、要望事項他

最後に出席者全員からアンケートを取り、その中から二~三の方々に貴重な融資体験談を語つていただいて有益であった。レジメ記載の要望事項に加えて、こんなにもある政府の融資対策に驚き、「政

府の刊行物の流布によって金融制度のPRをもっと徹底せよ」を加えることとした。

シンポジウムのあとで行なわれた、研究テーマに沿った講演会は、しめくくりとしてさらに有益なお話しで時間の過ぎるのも忘れてしまつた。主催者の労に感謝したい。

制度・長期経営安定資金制度、設備近代化融資制度、年末夏季特別融資制度等がある。

## 五、近代化施策と融資

中小企業の近代化、高度化の概要についてはレジメP52・53に図式で掲げてありますが、国が推進している種々の法律にもとづいて近代化を図る場合で、担保等がな

止のため最低三ヶ月掛け金を積み立て、取引先の大企業が倒産した場合回収が困難になった売掛金債権などの同じ金額を最高十倍まで無利子、無担保で借りられ、その限度は千二百万円、ただし不正防歟のため最低三ヶ月掛け金を積み立てた上でないと借りれども、又返済は五年以内でこの内六ヶ月返済が猶予される(毎日新聞朝刊52年11月4日)といったものである。

一万五千円、二万円の四コースの掛け金を最高五年間にわたって積み立て、取引先の大企業が倒産した場合回収が困難になった売掛金債権などの同じ金額を最高十倍まで無利子、無担保で借りられ、その限度は千二百万円、ただし不正防歟のため最低三ヶ月掛け金を積み立てた上でないと借りれども、又返済は五年以内でこの内六ヶ月返済が猶予される(毎日新聞朝刊52年11月4日)といったものである。ただいて有益であった。レジメ記載の要望事項に加えて、こんなにもある政府の融資対策に驚き、「政

府の刊行物の流布によって金融制度のPRをもっと徹底せよ」を加えることとした。

シンポジウムのあとで行なわれた、研究テーマに沿った講演会は、しめくくりとしてさらに有益なお話しで時間の過ぎるのも忘れてしまつた。主催者の労に感謝したい。

〔第三分科会〕

# 中小企業と通産行政

東京青税連 西川 進

わが国の中小企業は、鉱工業生産の拡大、商品の流通の円滑化、海外市場の開拓、雇用の機会の増大等国民経済のあらゆる領域にわたりその発展に寄与するとともに、國民生活の安定に貢献してきた。という前文で始まる「中小企業基本法」が制定されたのが、昭和三八年八月であった。

当時の経済環境は、貿易の自由化、技術革新の進展、生活様式の変化、労働力供給の不足等、中小企業の経済的・社会的存立基盤を、大きく変化させようとしていた。そこで、国は政策の目標を、中小企業者の自主的な努力を助長し、企業間における生産性等の諸格差を是正させ、中小企業の従事者の経済的地位の向上に資することとした。

昭和五二年版中小企業白書によると、製造工業生産指数として、45年を100とした場合、大企業の生産指数が131、中小企業は109とされている。生産性の格差が拡がっていることがわかる。企業倒産も

わが国の中小企業は、鉱工業生産の拡大、商品の流通の円滑化、海外市場の開拓、雇用の機会の増大等国民経済のあらゆる領域にわたりその発展に寄与するとともに、國民生活の安定に貢献してきた。という前文で始まる「中小企業基本法」が制定されたのが、昭和三八年八月であった。

当時の経済環境は、貿易の自由化、技術革新の進展、生活様式の変化、労働力供給の不足等、中小企業の経済的・社会的存立基盤を、大きく変化させようとしていた。そこで、国は政策の目標を、中小企業者の自主的な努力を助長し、企業間における生産性等の諸格差を是正させ、中小企業の従事者の経済的地位の向上に資することとした。

高水準で推移し、51年中の中小企業の動向を概観すれば、長期不況下、企業体質の悪化した中小企業にとって引き続き厳しい状況であった。と説明している。

賃金格差についても、労働省資料によれば、45年の格差と51年の格差を比較した場合、従業員99人以下の事業所は、100対69であったものが100対66となっている。

中小企業基本法が生産性的格差の是正と、中小企業従事者の経済的地位の向上を目指しながら、なぜ生産性も所得もより大きな格差となつて表示されてしまうのかが悪いのか、他に原因があるのか

といふことになる。

中小企業基本法にはどの

施策の普及をしていくのに中小企業は

施策を知ろうとする努力が足りない。

中小企業 政府の中小企業施策な

んていうのは、直接われわれの

利益にならない。

このようにみてみると、中小企業

も施策を知ろうとする努力が足り

ないのではないか。

政府 ラジオ、テレビで放送して

いる。16映画も制作している

パンフレットも作った。中小企

業モニター会議も実施した。

これは知っているけど見た」とい

うのが何を意味するか知らない。

パンフレットも読んだ

ことはない。パンフレットも読んだ

ことはない。

政府 相当の予算をかけて政策の

普及をしていくのに中小企業は

施策を知ろうとする努力すらし

ない。

中小企業とあって、生産的小

商工業から、資本金1億円、従業員300人規模まで含まれているのであるから、多種多様な施策が必要である。

中小企業といつても、生産的小

商工業から、資本金1億円、従業員300人規模まで含まれているのであるから、多種多様な施策が必要である。

中小企業振興事業団をはじめと

する多くの外郭団体、特殊法人も

多数の職員をかかえ相当な予算で

用すべきである。

# 税理士解任滥用阻止裁判

## 最後の攻防

### —被告側証拠却下さる—

東京青税連 岩本一志

去る十一月二九日の公判は、九

月決算期の忙しい時期ではあったが約八〇名の税理士が傍聴した。

今回の公判に原告側は鶴見、井上、茨木の三弁護士さん、東北大学の広中教授等との検討会をへて作成された第十二・第十三・第十四準備書面を提出して開かれた。

次にこれら準備書面の概要を紹介させていただく。

第十三準備書面は、税理士顧問契約の本質的特徴として次の三つを主張している。

①税理士は脱税相談等の禁止（税理士法三六条）信用失墜行為の禁止（三七条）秘密を守る義務（八条）等の税理士法にもとづく制約を受けている。本件において原告が、被告代表者に、訴外D株式会社の都合による過大な押込販売、不当な経費負担について是正を進言したがこれが被告代表者の不満を買ったとも推測されるが、この原告の態度は正当なものであり、民法六五一条一項が税理士顧問契約に適用されるならば、原告の正当な主張がふみにじられてし

まう。

②税理士の業務は租税に関する事項のみならず財務、金融、労務、経営分析、企業経営のあらゆる面に及んでいる。顧問契約に基づき十分な事務を果すには企業経営全般にわたる総合的関与が求められるのであり包括性を有する業務である。

③税理士顧問契約では契約期間の定をしないのが通例であり、日税連のアンケート調査でも明らかになつていている。そもそも企業は永続性を有し、税理士の業務は企業活動の正常時に継続的に必要である双方当事者は契約の長期継続が一般的である。

さらに第十四準備書面では、今までの主張の総まとめの内容となつていて、まず主位的請求では次の点を主張する。

④税理士顧問契約は民法の委任契約でなく無名契約の一種である。脱税相談等の禁止の規定が守られることによって脱税相談をしない

れるならば次のように主張する。

②判例は「事務の処理が受任者の利益をも目的とするときは委任者は民法六五一条により委任は解除することができない」旨判示して

いる。税理士顧問契約は「報酬を受けること」と「関与先企業の当初の低廉な報酬が、その企業の成長、発展とともに増額されていく」とい

う利益を有しており民法六五一条一項によって解除することはできない。

③税理士顧問契約においては業務の性質上当事者間でこの契約関係を維持することが困難な特別な事由が生じないかぎり一方的に解除することができないという事実たる慣習が存在する。本件顧問契約においても、被告会社の諸種の業務につき密接な関係を持つてきており、原、被告間に契約を解除しないといふいわば解除権放棄の合意が黙示的になっていた。

④いわゆる無理由解除が認めらるべきでない根拠は、これが許されるとするため税理士の地位の安定が重

になり、このことは税理士制度を崩壊することになる。

⑤被告会社の原告に対する本件顧問契約解除の通告は、被告会社代表者の不正目的を達するものであり信義に反し、その解約権の行使を崩壊することになる。

被告は新たに乙第五号証を提出した。しかし原告側の鶴見、井上、茨木の三弁護士より今日は最終準備書面の提出のみの約束である、しかも五〇年八月のものを出すのは不适当である。また被告は新たな総合的関与が求められるのであり包括性を有する業務である。

原告は主意的請求が認められず被告の解約が有効であるとしても損害賠償責任がある。被告会社は短期間に解除するようなことはしないという契約上の義務に違反したものである。また原告は被告会社の委託にこたえるため事務員を雇用したり、事務所のスペースを借りたり、費用負担をしてきたが突然の解除は「不利な時期」にすぎない。また原告は被告会社の競争会社となつた本件も結審となり、来年一月三十日の判決を持つこととなる。

弁護士さんの努力の成果である。

この公判で提訴以来六年目に入ったものである。また原告は被告会社の競争会社となつた本件も結審となり、来年一月三十日の判決を持つこととなる。弁護士さんの努力の成果である。

終了後三弁護士さんの挨拶があり、裁判の判決は予断できないが提訴当初は單に民法六五一条で無理由解除ができる旨理解されていました。しかし裁判の進行に伴って税理士顧問契約の実態が理解され、重要性も認識され合議制になつた。しかし裁判の進行に伴つて税理士顧問契約の実態が理解され、重要性も認識され合議制になつた。また六年間の訴訟維持ができたこと等からすれば、仮に勝訴にならなかつたとしても税理士顧問契約の前進になる判決を得ることが出来るであろうと述べられた。

原告主張を全面的に否定しようとしている。そして委任契約解除の動機は、原告の関与先会社である訴外Yがタルの販売を開始し被訴外Yがタルの販売を開始し被告の競争会社となつたので、原告を通じて被告の営業の秘密が訴外Yに洩れることを懸念したからである。また解約の時点において、原告を期待するものである。

私達も来る一月三十一日の判決

## 特試違憲訴訟法廷だより

— 東京地裁第十四回法廷より —

大阪合同 亀田 誠二

証人調べも今回で四人目となつた。最初が五一年九月に北野弘久氏、氏は学者の立場から特別試験の持つ違法性を鋭く指摘した。次に五二年三月には元国税厅次長の江口健司氏が、国側証人としてもっぱら特試の妥当性を強調した。

三回目が五二年六月、一般試験を経験した立場から税理士の平山玲是氏が一般試験の困難性、受験の苦労話を語った。

そして今回は現在特別試験の試験委員をつとめている尾畠敏三氏が、作成に当つては特試の過去の問題等を参考にし、一般試験にたずさわっている氏からその実態を聞くことになった。氏は試験委員として、簿記論の問題を作成するが、作成に当つては特試の過去の問題等を参考にし、一般試験にたずさわっている氏からその実態を計算力等は要求しない。「あえて受験勉強しなくとも合格できる程度の問題」になるよう心がけている。試験の目的が一般試験とはちがうのでそれでも良いと考えている。

（第42号）

記試験だけでは合格点に達しなかつた人）数は五一年で九百人程、試験地の国税局の総務部長が試験官となる。そして試験官は受験生の筆記試験の成績や参酌点（在職年数に応じ三〇点から九〇点まで試験の点数に加算される。つまりデータをはかせる）の資料も見ながら口答試験を行う。つまり口答試験は上司と部下が一対一で行い、しかも上司は、あと何点取れば部下が合格するかを知っているのである。きびしい一般試験に比べて何んと安易な、ルーズな試験であろう。

試験の問題自体も安易ならば、試験の方法も又極めていかげんであることが、氏の証言から明らかにされていった。（もつとも、氏は特試を肯定するのに懸命であったが）

他にも色々面白いやりとりが有つたが、それは速記録を楽しみに待つていただくこととしよう。

次回は一月二七日（金）一時よ

り、原告松本茂郎氏が証人に立つ予定である。

現在、会員は十四名です

例会を中心に研修会を行っております。

実例を中心とした研修会を

代表幹事の報告事項のあと、

議題について審議をしてから、

会員二名による

クラブの例会

は、毎月一回、

原則として土曜日の午後二時

五時。

東北にも、岩手青年税理士クラブが結成されたので当面、岩手青年税理士クラブと連絡を密に

して、手をとりあって、東北の青

年税活動を進めて参りたいと考えております。

研修が終了すると、赤いネオン

街の中へとつぱりとつかりながら

ワイワイ、ガヤガヤと時の過ぎるのも忘れて、熱心な夜の部の研修

会が行われております。

来年の話をするときが笑いま

すが、来年は、会員を二五名程度

に拡大して、出来ればクラブの会報を発行して行こうと考えております。

の理事会や十周年記念横浜大会等に参加をさせて頂きま

したが、全国青年税理士連盟

の活動に接するこ

とが出来まして、私共

仙台青年税理士クラブ

会員一同非常に啓発さ

れ、得るところの多い

充実した一年を過ごす

ことが出来ました。

## 仙台税理士クラブだより



**好評です**

中小企業の経営・法律・節税対策のための記事を中心に編集しております。

**先生の事務所のニュース**

**月刊『税経月報』をご利用ください**

△ご一報ください——見本ご送付致します。

**印刷 一廉価・迅速—**

先生の事務所の便箋・封筒・伝票などの印刷もお受けいたします。

ご用命ください。